井戸川かわら版

井戸川裁判（福島被ばく訴訟）ニュース

No. 21

発行：井戸川裁判（福島被ばく訴訟）を支える会　発行日：2021年10月20日
〒347-0055 埼玉県加須市中央2-7-6　東電原発事故研究所内
事務局：080-4865-3159（稲垣）　idogawasasaerukai@yahoo.co.jp
Web：http://idogawasupport.sub.jp/
かわら版編集：080-1101-8072（沼尾）　組版協力：市民じゃ～なる

平成２７年（ワ）第１３５６２号
福島被ばく損害賠償請求事件

【原告の主張の要点】

2021・11・10（水）
口頭弁論
東京地方裁判所１０３号法廷

原　告　　井戸川克隆
代理人　　東京グリーン法律事務所

A女史の被ばく状態

同左

この方は女性でしたので、全身の撮影は叶いませんでしたが、少しの衝撃でも内出血があり、輸血は相当数しているということでした。放射能の被害は治癒できませんので、悲しい思いで、かける言葉がありませんでした。

この方は、明らかに**直接被ばく死**です。

左の写真は、

先号、かわら版掲載写真（No.20のｐ21）です。

当時、大きく報道されたでしょうか、そして、現在、多くの方に「被爆死であったこと」確認されているでしょうか、

皆さま、ご存じでしたでしょうか？

もっと、報じられなければと思います。

〔私の主張〕　公開質問書：こんなこと　絶対　許せない……井戸川克隆　2～39
――回答届かない、日本学術会議への公開質問書――
〔口頭弁論・報告集会〕……落合正史・稲垣博美　40
〔交流〕　原発避難者の住宅追い出しを許さない会……稲井邦利　44
〔アンケート〕……45
〔連載〕　漫画　事故は終わっていない……常夏さわや　46
井戸川裁判 第21回口頭弁論期日のお知らせ・あとがき　他……48

こんなこと絶対許せない

被害者蔑視で、加害者援護の内容に怒り

日本学術会議への公開質問書

原告　　井戸川克隆

支える会員の皆様こんにちは。

本来は、２０２１年１１月１０日に行われた口頭弁論を中心にお伝えするべきですが、どうしても、事故対応の「**部外者の日本学術会議**」の文書を見て、被害者蔑視で、加害者援護の内容に怒りがこみ上げてしまい、支える会員の皆様にご覧いただきたく、掲載いたしましたので、ご批評いただければ幸いです。

２０２１年１０月、有る方の照会文書中に、日本学術会議の金澤一郎会長氏の書かれた資料「**放射線防護の対策を正しく理解するために**」を見て、驚愕しました。内容には、被害者は原子力優先政策にあまり苦言を言うな、被ばく被害は無いので我慢しろと、理解できるような文章に、怒りがこみ上げてしまいました。

原発事故発生以来、私たちは声を閉ざされて我慢の連続です。この心情に塩を振りかけるような悪文の数々に、こらえきれなくなり日本学術会議に「**公開質問書**」を提出しました。

本年、１１月２日付けで、配達証明付きの郵便で、回答を本年１２月２２日期限として郵送しました。

しかし、期限の２２日が過ぎましたが、回答がありませんでしたので、かわら版の紙面に質問の内容を公開します。

会員の皆様には、このような形でお知らせし、質問の内容のご理解をお願いするのは、甚だ、筋違いかもしれませんが、この文章の主旨は、国民は何も知らないと勝手に決めつけて、この文書に従えと言わんばかりの暴論が記載されています。

私の強い怒りを質問にあらわしましたが、これでも自制しながら書いたつもりです。

原発事故にまつわる数々のウソで苦しんでいる被害者たちの内情を、是非、ご理解いただきたくお願い申し上げます。

日本学術会議の、この文書ばかりではありません。事故前に、発電所周辺自治体及び住民達に対し、被告国、被告東電らが示した多くの安全論中には、日本学術会議会員を事故後に引用すると、明示されたものが有りませんでした。彼らは部外者なのです。

地元との事故前の約束など、何も知らない日本学術会議の会員の方達が、雨後のタケノコのように現れて、災害対策基本法の専門家のような言い方にはあきれるばかりです。

日本学術会議の正体とは、こんないい加減なものなのでしょうか。

以下に、提出した本文を掲載します。どうぞよろしくお願いいたします。

1

公開質問書

令和3年11月２日

日本学術会議　殿

去る平成23年6月17日　日本学術会議会長　金澤一郎氏（平成20．10～平成23．6）の「日本学術会議会長談話」**放射線防護の対策を正しく理解するために**　を読んで、公開質問いたします。

福島県双葉郡双葉町大字郡山字馬場116番地
元双葉町長　井戸川克隆　印
避難先住所　347-0055埼玉県加須市中央2-7-6
090-7337-8191
idogawa@wind.ocn.ne.jp

驚　愕！　ご挨拶なしで無礼ではありますが、心底怒っております。

最近、ある方の紹介で本文に接した時、日本学術会議の正体を見ることができました。現場と大きく乖離する文書を書き、世論を錯乱させる「信用棄損」を働いたことを見逃すことは出来ませんので、公開の場において質問させて頂きます。

従来の日本学術会議に対する私の印象を率直に言えば、日本を代表する地理・社会学、医学、法学、科学・化学、物理学、生物学、史学等の技術・学術、その他の専門家が集い、「昭和二十三年法律第百二十一号　**日本学術会議法には、第十一条　第一部は、人文科学を中心とする。第二部は、生命科学を中心とする。第三部は、理学及び工学を中心とする。**」となっていて、それぞれがそれぞれの権威を示し、世界をリードする立場にある学術集団と敬意を持っていましたが、現場の証拠に基づかない、如何わしい本文を出すような組織だと考えたことはありませんでした。このことで、日本学術会議に対する私（当時の双葉町災害対策本部長）の信頼を裏切ることは、回復し難い非常に大きなショックだと金澤一郎会長に伝えます。

この文書は、我々双葉町民に対する蔑視と差別意外の何もでもない。

我々双葉町民は、国民としての義務を果し、加虐的でなく、ウソで世間を騙さず、友を信じ平和に暮らしていた。

我々双葉町民は、東電と国らの虚偽・偽りに起因する人災で、国内避難民という身分にさせられたが、これを容認しているわけではないことをお伝えする。

原発は何があっても「止める・冷やす・閉じ込める」という、原発から放射性物質を、決して発電所周辺監視区域外へは放出しないという約束の下で、発電所を受け入れ、安全確保協定の下で、東電は営業を続けていた。しかるに、本文には我々双葉町民の実態を省みず、あたかも無知・無学で獣であるかのような、悪文で綴られていることを無視するわけにはいかない。

日本学術会議に先ず求めたいのは、本件原発事故は「●本件事故の因果関係は明らかにされたのですか？●金澤一郎会長さんには家庭がありますか？●金澤一郎会長さんは人生の要の歴史、文化、生活、生業、夢、希望、未來を壊されていますか？●金澤一郎会長さんは、日本学術会議の会議から自分が外されて、自分の人生を「何でもない、影響が無い」と決められたことがありますか？●事故対応が正しく実施されたのか？●事故時のマニュアルが正しく実施されたのか？●事故時の情報は正確に適時・適切に、発電所周辺監視区域外の住民に伝えられたのか？●どうして住民たちが夥しい被ばくをさせられたのか？●15 条通報後のロスタイムをどのように判断しますか？●菅直人総理大臣が事故情報を独占して、発電所周辺自治体に、なぜ知らせなかったのですか？●誰が、どの様な理由で、スピイディ情報を止めたのですか？●東電社員と家族は 11 日の 21 時頃から、なぜ、黙って双葉町からいなくなったのですか？●誰が、どの様な理由で、ヨウ素剤の予防服用をさせなかったのか？●避難指示以降は国が何をしたのか、しなかったのか？●災害対策基本法・原子力災害対策特別措置法は正しく施行されたのか？●原子炉等規制法は正しく機能したのか？●保安規定は守られましたか？●政府災害対策本部長は、本当に現地災害対策本部長に権限の一部を委譲したのか？●原子力災害応急対策拠点施設はなぜ使えなかったのか（総務省の指摘が実施されていれば機能したはずだが）？●原子力防災専門官の不作為による被害とは？●原子力安全・保安院の保安検査官たちが、なぜ 12 日早朝、常駐のはずの第一原子力発電所から、原子力発電所周辺監視区域外の自治体の住民よりも早く退避したのか？●事故対応を協議する合同対策協議会の会議に発電所周辺自治体をいかなる理由で、排除したのか？●本件事故の当事者は誰ですか？●現場の実情を何も知らない、第三者の不当な介入があります

が、これをどのように考えますか？●福島の原発事故は、広島の原爆の 168 個分の放射能がまかれたと原子力安全・保安院が発表しているが、日本学術会議は、これを本文のどこに記されたのか？」等について、ご存じであれば、本文に記載されていなければならない。

又、**これらの事実をわきまえないで、このような文書を作成し、頒布する立場に日本学術会議があることは、事故前の原子力関係法の如何なる法令、マニュアルには無かったが、これは私の不勉強だったのか、ご教授を是非頂きたい。**

◆ **以上の理由により、以下について、この悪文の要所を分解し、解釈と説明を求めるとともに、証拠の提示を求めるものである。**

以下、原文を分解し、解釈し、問題を提起する。（原文は別添）

日本学術会議会長談話

放射線防護の対策を正しく理解するために

※ **「正しい放射線防護の対策」という例示と証拠を示して頂きたい。**

平成 23 年 3 月 11 日に発生した事故により東京電力福島第一原子力発電所から漏出した放射性物質の人体への影響などに関して、科学者の間から様々な意見が出されており、国民の皆さんが戸惑っておられることを憂慮しています。

※ **「科学者の間から様々な意見」という様々な意見を開示して頂きたい。**

事故から 10 日後の 3 月 21 日、国際放射線防護委員会（ICRP）[1]から日本の事故後の事態に向けてのコメントが配信されました。ICRP が定めた放射線防護の考え方は、多くの科学者の異なった意見を取りまとめたものであり、これまで世界各国に採用され、日本政府もこれによって施策を進めています。そこで、日本学術会議は コメントの重要性に鑑みて、これを翻訳して発表しましたが[2]、その内容が十分に理解されていない状況が続いているように思います。そこで、国民の皆さんの理解が進むことを願って、改めて見解を出すことにしました。

4

※　・ICRP が「定めた」放射線防護を示して頂きたい。誤用ではないのか？

・「日本政府もこれによって施策を進めています。」とは、どこを指すのか示して頂きたい。

・「日本学術会議はコメントの重要性に鑑みて」とは、具体的な重要性とは、如何なることを言いたいのか分からないが、コメントを出す立場を原子力災害対策マニュアル上（平成 22 年度改訂版）で明確に示して頂きたい。

・「改めて見解を出す」とは、日本学術会議は原子力災害対策体制のどこに属していて、何班の立場でどのような見解を出すというのか示して頂きたい。

放射線の健康に対する影響には、白血球の減少や脱毛のような、「しきい値」[3]と呼ばれる線量を超える放射線を受けたときだけ現れて、しきい値以下では影響が出ない「確定的影響」と、しきい値が存在せず線量に比例してがんの確率が増える「確率的影響」とがあります。

※　・本件（東電の原発事故をいう）の「白血球の減少」の年齢別と症例数を示して頂きたい。

・《「しきい値」と呼ばれる線量を超える放射線を受けたときだけ現れて、》を本件ではどのように確認したのか示して頂きたい。

・《しきい値以下では影響が出ない「確定的影響」と、》本件ではどのように確認したのか示して頂きたい。

・《しきい値が存在せず線量に比例してがんの確立が増える「確率的影響」とがあります。》本件では、何の線量をいうのか分からないので、具体的に、いつ、どこで、誰の、空間線量なのか、場の線量なのか、外部被ばくなのか、内部被ばくなのかなど核種毎に実数で示して頂きたい。

「特１」（以下は、特筆すべき文章なので、特に注目をする）

今回の漏出した放射性物質による一般の人々の被ばくは、このうち、しきい値がない「確率的影響」に関するものです。具体的には、積算被ばく線量が 1000 ミリシーベルト（mSv）当り、がん発生の確率が 5%程度増加することが分かっています。すなわち、100 mSv では 0.5%程度の増加と想定されますが、これは、10 万人規模の疫学調査によっては確認できない程小さなものです。ちなみに国立がん研究センターの「多目的コホート研究」によれば、100 mSv 以下の放射線により増加するがんの確率は、受動喫煙や野菜摂取不足によるがんの増加より小さいとされています。

5

※　・「今回の漏出した放射性物質」今回とは、時間軸と期間を明確にした、緊急時環境放射線モニタリングの実測値の総量を明示して頂きたい。

・「積算被ばく線量」を干渉チェックするために、平成 23 年 3 月 11 日から同年 12 月 31 日までの核種毎の場の線量と空間線量の実測値と測定者の所属、名前、資格を明記して国民に示して頂きたい。

・「がん発生確率が 5%程度増加すると分かっています」これは、言い切っているので、本件による実体を公開して頂きたい。

・「10 万人規模の疫学調査によっては確認できない程小さなものです」この疫学調査を公開しなければならないが、少なくとも、ここで言う本件事故における疫学調査の事実を私は知りたいので、御見解を示して頂きたい。

・「100mSv 以下の放射線により増加するがんの確率は、」100mSv 以下の放射線とは、分からないことが多いので、ぜひ教えていただきたい。100mSv 以下の放射線とは、「●外部被ばくなのか？●内部被ばくなのか？●生涯被ばくなのか？●年間なのか、月間なのか、一日なのか、1 時間なのか？●瞬間被ばくなのか？●子供なのか？●大人なのか？●場の線量なのか？●人の線量なのか？●核種は？●本件事故の場合、どこで、いつ、何で計測したのか、誰が 100mSv 以下を計測したのか、又、立ち合い者は誰か、検証した者は誰か、そのデータは公開されているのか？●100mSv 以下という正数を用いることは正確ではないので、実際は端数になるのではないのか等」を明示しないと、単なる言いふらしに過ぎないので、ぜひ、明確に答えて頂きたい。

・「受動喫煙や野菜摂取不足によるがんの増加より小さい」これは由々しきことである。放射性物質と受動喫煙及び野菜摂取不足と比べられるだろうか、不思議な話だ。原発推進機関の ICRP でさえ、放射性物質は限りなく少ない方が健康に良いという、LNT 仮説を認めている。どのようなデータと計算式から受動喫煙と野菜不足を較べているのか明確に証拠を添えて示して頂きたい。

　この論をまともに理解するとすれば、核の脅威には受動喫煙を避け、野菜を多く食べていれば、被ばく被害が無く安全で、核兵器には、耐熱、耐衝撃に備えれば怖くないという曲論が通ってしまうので、詳しく説明して頂きたい。

　算数の世界は、同じ条件でなければ較べられないということを教わった記憶があ

るので、放射線被ばくと受動喫煙と野菜不足について比べるとするのには、どの様な換算や単位の整合性をととのえ、どの様な計算の仕方があるのか是非教えて頂きたい。

《参考資料１》

緊急時環境放射線等モニタリング実施計画

平成２３年３月２５日
原子力災害現地対策本部

１　目　的

３月１１日に発生した東北関東太平洋沖地震に伴うその後の東京電力㈱福島第一原子力発電所事故において、大量の放射性物質の放出が生じ、環境放射線量や放射性物質濃度が増加している。ついては、これらの測定を行うことにより、環境の状況を適切に把握し、有効な防護対策を講じていくための基礎資料とする。

２　モニタリング班編成

本日のモニタリングの班は７班で行う。
なお、７班のうち１班は愛媛県からの応援によるものである。

３　測定項目

１）環境放射線（線量率）

（１）モニタリング地点とその範囲

・第１班：川俣町→飯舘村→南相馬市→新地町　の順に測定する。
福島第一原子力発電所の周囲から２０～３０ｋｍの屋内待避エリアの外側のうち、北側の部分とする。

・第２班：田村市→小野町→いわき市　の順に測定する。
福島第一原子力発電所の周囲から２０～３０ｋｍの屋内待避エリアの外側のうち、南側の部分とする。

・第３班：二本松市→田村市→川俣町→伊達市　の順に測定する。
福島第一原子力発電所の周囲から２０～３０ｋｍの屋内待避エリアの外側のうち、北東側の部分とする。

・第４班～第７班
福島第一原子力発電所の周囲から半径３０ｋｍ付近の定点について、線量測定等のサーベイを行う。

（２）測定方法

・ＮａＩシンチレーションサーベイメータ、又は電離箱サーベイメータにより測定するが、第１班、第２班については３０μＳｖ／ｈ以下を基本とし、これを超過した場合にはその地点から先の測定は行わないものとする。
・測定地点は、別紙地図に定める定点を含むエリアから適切な間隔を持って選定するものとする。
・なお、定点での測定を行った場合は、測定の都度、測定値を国に報告すること。

※　上図は、正しくない組織が行った会議記録の一部ですが、由々しきことが記されていたので、下図に別記した。

（２）測定方法

・ＮａＩシンチレーションサーベイメータ、又は電離箱サーベイメータにより測定するが、第１班、第２班については３０μＳｖ／ｈ以下を基本とし、これを超過した場合にはその地点から先の測定は行わないものとする。

・測定地点は、別紙地図に定める定点を含むエリアから適切な間隔を持って選定するものとする。

・なお、定点での測定を行った場合は、測定の都度、測定値を国に報告すること。

※　「30μSv/ｈ以下を基本とし、これを超過した場合にはその地点から先の測定は行わないものとする。」とは、本件では 30μSv/ｈ以上の測定は行われていないということになり。従って、上記の「特１」で記されている文章と整合性が無いことに繋がると思いますが、証拠を添えて釈明を求めます。

ICRP の防護基準は、次の３つの原則に基づいています。第１に、医療や事故における救助作業のように、個人あるいは社会の利益が放射線の被害を上回るときにだけ被ばくが正当化されること、第２に、今回のような緊急事態に対応する場合には、一方で基準の設定によって防止できる被害と、他方でそのことによって生じる他の不利益（たとえば大量の集団避難による不利益、その過程で生じる心身の健康被害等）の両者を勘案して、リスクの総和が最も小さくなるように最適化した防護の基準をたてること、そして、第３に、平時の場合であれ、緊急時の場合であれ、個人の被ばくする線量には限度を設定すること、の３つです。

※　・「第１に、医療や事故における救助作業のように」この場合、従事者の同意を得ることは勿論で、厳格な測定と限界設定ならびに、公正な補償基準と終生の補償・賠償制度が必要なことは勿論である。しかし、本件事故の場合には、3 月 11 日からこのような制度が設けられていないばかりか、高線量で働き、事故の拡大防止に貢献された者達は、使い捨てにされている実態をどのように考えるのか示して頂きたい。

従って、日本学術会議は本件事故の場合、どこにも言及する立場に無いので、ここに記載されたことは迷惑な話でしかない。

・「個人あるいは社会の利益が放射線の被害を上回るときにだけ被ばくが正当化されること」　全く意味が分からない。私の解釈では、「東電の利益が被害を上回るときは、被ばくが正当化される」は、つまり「東電の BCP を優先させるために、被ばくのことは言うな」に聞こえてしまう。「3 月 12 日、双葉町にいて 1 号機のベン

ト（通告と了解が無かった）の 4,613μSv/ｈの環境下にいて、しかも、1 号機の爆発物を頭から被ったことは、社会の利益（何をどこまでなのか分からない言葉だが）が、私たちの被ばく被害よりも大きい場合には、我々双葉町民を被ばくさせても正当化されるんだ。」と解釈できる表現に、強い違和感があることを伝えたい。これは、日本学術会議の総意なのか答えて頂きたい。

・「第 2 に、～一方で基準の設定によって防止できる被害と」　日本学術会議の金澤一郎会長は、事故前の東京電力福島第一原子力発電所の放射線管理区分をご存じなのだろうか？また、毎年行っていた原子力防災訓練の実績もご存じないようなことを述べているが、はなはだ迷惑で悪質な文章である。

・「他方でそのことによって生じる他の不利益」とは、このようなことは、事故前の如何なる場面でも文字化されていなかった。これは原子力利権屋たちの隠語だったのか分からないが、行政の場面では「止める・冷やす・閉じ込める」だけだったので、被ばくを利益・不利益に容認するなどあり得ないことだった、詳しく説明願いたい。

・「（たとえば大量の集団避難による不利益、その過程で生じる心身の健康被害等）」大量の集団避難による不利益とは、加害者側に発生するもので、集団避難をさせられた側には何ら不利益は被らない。させる原因を作り、避難をさせた行為が悪であり、避難させられた側には悪意は存在しないので、不利益にはならない。その過程で生じる心身の健康被害とは、正に本件事故の場合、大きな被害となっている。その過程で生じた被害その責任は、避難を余儀なくさせた国と東京電力(株)にあることは事実のことなので、説明は要らない。加害者が如何に被害者を救済したか、しなかったかの判断は簡単で、本件事故の場合は全く救済を怠ったから心身の健康被害が発生したに過ぎない。日本学術会議会長も我々の被害者の一員だったら、こんな暴論の記述は決してしないだろう、答えを聞きたい。

・「の両案を勘案して」　勘案して、加害者側に利益が発生すれば、その反面、被害者は損をし、詐欺被害に遭うことになるが、日本学術会議会長はそれでも良いと考えているのか、回答を求めます。

・「リスクの総和が最も小さくなるよう最適化した防護の基準を立てること」　先ず、リスクの総和の計算式を示して頂きたい。最適化した防護の規準とは、予防・防災以外に道は無い。事故発生後は、事実を偽装や隠蔽でごまかすのではなく、正直で、正確で、第三者の検査・立ち合いが必要だ。本件事故の場合は、国の公務員職権濫用により、利益相反と不正が蔓延り、真実は殆ど見当たらない。まして、当事者の参加を拒み、声を覆うという優越的地位の濫用の塊である。日本学術会議会長も一翼を担っているとこの文章から見て取れるので、反論を求めます。

・「第 3 に、平時の場合であれ」　平時の場合、双葉地方の環境放射線量は平均 0.05 μSv/h だったことを忘れる訳にはいかないので、誰にも譲ることは出来ない。

・「緊急時の場合であれ」　緊急時の場合とは、時間軸に沿った分類が必要だ。核分裂生成物の減衰速度はバラバラなので、正確な緊急時環境放射線モニタリング測定の実測値からしか判断は出来ない。ここで「緊急時の場合であれ」と、机上論でひとくくりにはできないことを踏まえて、語らなければならない。緊急時の場合、机上論や過去の文献等に頼る「考察」は、混乱させるので避けなければならない第一条件である。緊急時の場合は、予測値で避難を促し、結果を論じるには、実測値を使用しなければならないことは、言うまでもないこと。本件事故の場合には、過小な予測値で、被害者を騙しているが、信用棄損罪（刑法 33 条）という犯罪に該当するのではないか、回答を求めます。

・「個人の被ばくする線量には限度を設定すること」　これは何度も言うが、本件事故前よりも早くから決まっている。事故の規模において後付けできるものではないので、この文章は意味を持たない悪文である、回答を求めます。

このように、ICRP の考え方によれば、健康を守るためには被ばく線量は低い方がいいことは当然ですが、被ばく線量の限度を低く設定すると、そのことにより他のデメリットが生じることがあり、これらを相互に比較して、最適な防護が得られるようにすべきだということになります。緊急時には、単に線量を最低にすることではなく、様々な要因を考慮して、合理的に達成できる限り被ばく線量を低く保つことが必要なのです。

---

[1] ICRP は、放射線医学、放射線影響科学、放射線防護学等の専門家によって組織されている国際的な非政府団体。

[2] http://www.scj.go.jp/ja/info/jishin/pdf/t-110405-3j.pdf

[3] ほぼ同等の被ばくを受けた集団の 1%の人に症状がでる線量を指す。

※　・「被ばく線量の限度を低く設定すると」前項でも述べたが、原子力発電所周辺監視区域外では、平常時、緊急時区別されていない。いつでも 1 ミリシーベルト以下と解釈しなければ、住民に避難指示が出せない。規模によって増減されても、人体はそれについてはいけないことは子供にもわかること。政府の怠慢と職責放棄によって、避難開始が遅れ、しかも、実態より極端に狭い避難区域を設定されたことは、事件であり犯罪であるので、回答を求めます。

・「そのことにより他のデメリットが生じることがあり」ここで言う他のデメリットについて、日本学術会議会長から詳しく説明して頂かなければならない。
・「最適な防護が得られる」最適な防護は、《参考資料 4》に示してある通り。
・「緊急時には、単に線量を最低にすることではなく」日本学術会議会長に是非、1 号機の爆発物の下で被ばくの経験して頂かないと、こんなバカなことを言うようになる、ご回答お願い致します。
・「様々な要因を考慮して」様々な要因など考えている時間が無く、《参考資料 4》以外の方法は無い。
・「合理的に」などという作文はいつでも、どこでも、誰でも書けるが、事実は一つしかないことを胆に銘じるべきだ。
・「達成できる限り」達成できなかったから、多くの国民が被ばくをさせられ、その結果、政府は 100mSv 以下とか 20mSv 以下とか持ち出して、被ばく被害が無かったかという偽装をしているのであるので、是非ご解答をお願いします。
・「被ばく線量を低く保つことが必要なのです」には、どのようにすればよいのか示して頂きたい。

平常時には、私たちは誰でも 1 年間に平均 1.5mSv（世界平均は 2.4 mSv）の宇宙線やもともと土壌や体内に存在する自然放射線を浴びています。ICRP は、これに加えて浴びる産業用などの人為起源の放射線の限度として、年間 1 mSv という線量限度を決めています。しかし、X 線や CT 検査など医療目的の放射線については、医療用の放射線を被ばくする患者自身が受ける健康上のメリットが、そのデメリットよりも大きいので、この線量限度は適用されません。逆に、子どもや妊婦には特別な配慮が必要だといえます。

※　《参考資料３》を参照のこと。双葉町としては、福島県原子力広報協会で出版していた「アトムふくしま」や、別冊の「ウランちゃんの原子力の基礎知識」等において、放射線の影響については学習していたので、ことさらに、上記枠内の文章に左右されることはない。

ここで大きな問題は、本件の被ばく実態と普段の医療被ばく環境を同列に扱っていることである。

先ず、医療被ばくは線源が人工環境の中で厳重に管理されていること、目的に合わせて照射量、照射範囲、時間もコントロールされて、公衆には影響が無い管理区域内に限定されていること。ここで言う「メリット」「デメリット」と不当で「迷惑な被ばく」は、イコールにはならない話なので、用語の用い方とすれば誤りである。

しかも、本件の放射線被ばくは、自然環境中に無限で多種の高い線源があり、人工的にコントロールされていない状態になっているので、公衆がスカイシャイン、グランドシャインなどの全方位照射の放射線に、四六時中、外部被ばく、接触被ばく、吸引被ばく、飲食物による被ばく等をさせられていること。

加害者らは事故直後、屋外、屋内の数式にならない線量差を言い出したが、時間が経つと屋内の方の線量が高くなっているので、論理破綻をしている。

年間１ﾐﾘｼｰﾍﾞﾙﾄ以下とは、福島県原子力広報協会のアトムニュース等や東電、原子力安全・保安院などの提供資料に、常に記されていたので、日本学術会議に教わるまでもない事である。又、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」の保安規定等にも記されているので、既知であり、日本学術会議に教わるまでもない事である。ご回答をお願いします。

一方、今回のような放射性物質による環境汚染が発生した場合にも、年間 1mSv という平常時の線量基準を維持するとすれば、おびただしい数の人が避難しなければならないことになり、かえって避難者の多くにそのことによる身体や心の健康被害などが発生する危険性があります。そこで、ICRP の 2007 年勧告は、緊急時における最適化の目安とする線量を 1－20 mSv、20－100 mSv、100 mSv 以上（急性または年間線量）の３つの枠で示し、状況に応じて、それぞれの枠の中で適切な線量を選定することを勧めており、今回のような緊急事態では、年間 20 から 100 mSv の間に適切な基準を設定して防護対策を講ずるよう勧告しています[4]。これを受けて、政府は最も低い年間 20mSv という基準を設定したのです。

※　風説の流布に当たるようなこの文章は許し難い。東電は古くから発電所周辺自治体と住民たちに、何があっても放射能は「止める・冷やす・閉じ込める」と言い続けてきた。本件においては、愚かにも手の打ちようがなく、ただ事故が自然に沈静化しただけで、人為的に放出を止めたわけではない。2 年前、郡山市で賠償問題の説明会において、東電の社員に、発電所から放射能の放出は止まったのかと聞いたら、止まっていませんと答えた。

本件事故前には、人の生涯被ばく累積量は 100mSv となっていたことを忘れてはいけない。

日本学術会議はこのことを分かって、このようなウソを書いたのか。分かって書いて、何も知らない人がこの文書を読んで、納得したとすれば、信用棄損に当たるのではないかと心配している。

この文書全体を悪文だと断定しているのは、誰がこの原文を書いたのか知らないが、当時の双葉町災害対策本部には、このような文書が示されたことがなく、承認したことはなかった。ここの記載は被害者に塩をかけるような、幽霊文書ではないのかと思う。日本学術会議の皆さんが、自らこの扱いに従い、この環境で家族と暮らしてから、国民に呼びかけるべきではなかろうか。ご回答を求めます。

本文の内容は本末転倒も甚だしい、被害者の心情をひどく傷つけるものだ。日本学術会議の良識と見識のある皆さんが、自身がこのような扱いを受けてから、このように記載するべきだ。ここの文章は全部、日本学術会議の会長にお返しする。

言い出した者が見本を示さなければ、誰も信用はしないと観察している。

日本学術会議の皆さんは全員で、双葉町民より早く、双葉町に住んで見本を示してください、お願いします。

これは、緊急時に一般の人々を防護するための考え方であり、長期間続けることを前提にしたものではありません。原発からの放射性物質の漏出が止まった後に放射能が残存する状態を「現存被ばく状況」と呼びますが、そのような状況になったときには人々がその土地で暮らしていくための目安として、年間 1 から 20 mSv の間に基準を設定して防護の最適化を実施し、さらにこれを年間 1mSv に近づけていくことを ICRP は勧告しています。そして、福島県の一部の地域では既にそのような努力が始まっています。

※ ・「これは、緊急時に一般の人々を防護するための考え方であり」とは、緊急時の発電所周辺自治体と住民に対する信用棄損に他ならない。《参考資料 4》と照合して頂きたい。日本学術会議会長は、この考え方を示されましたので、ご自身もこの環境の発電所周辺に住んでから、このようなことを言うべきであると思うので、所見を求めます。

・「長期間続けることを前提にしたものではありません」とは、詭弁であり、現在の発電所周辺自治体と住民は、長時間住んでいることを問題視しないのは如何なものかについて回答を求めます。

・「原発からの放射性物質の漏出」が止まった後に放射能が残存する状態を「現存被ばく状況」と呼びます」とは、「原発からの放射性物質の漏出」が止まっていないのに、避難解除を迫っている政府に問題がある。更に、止まっていないのに、現存被ばく状況とは、如何なものかについて回答を求めます。

・「そのような状況になったときには人々がその土地で暮らしていくための目安として」について、日本学術会議会長はかなり無責任で可虐的だと考える。被害者が加害者側の論理に従う云われは存在しない。「その土地で暮らしていくための目安」には、我々には義務がない。これをいうのであれば、日本学術会議会長と内閣府原子力被災者生活支援チームらが、家族とここに先に住んで、安全を確かめるのが筋というものだ。この問題は非常に罪深いので、我々は慎重に判断して、行動しなければならないと考慮しています。お答えを頂きたい。

・「年間 1 から 20mSv の間の規準を設定して防護の最適化を実施し」とは、基準を設定する機関が我が国には存在しないことを知らなければならない。原子力災害対策マニュアル、原災法、炉規法並びに災害対策基本法のどこにも内閣府原子力被災者生活支援チームという名称、役割の明記が無い幽霊組織が、非常時の混乱にかけ入り、発電所周辺自治体と住民を排除して、国の責任を回避するために暗躍している組織が、我々に指示などできるはずがない。1 ㎜シーベルト以下を 20mSv 以下にしたことは、被害を 20 分の 1 に矮小化させた。防護の最適化と言っているが、実態は 20 分の 1 に少なくする印象操作したに過ぎない。お答えを頂きたい。

・「さらにこれを年間 1 mSv に近づけていくことを ICRP は勧告しています」ICRP は被ばくは限りなく低くしなさいと言っていて、LNT 仮説を認めている。1 ㎜シーベルト以下に近づけなさいとは書いていない。誤用に過ぎないことを日本学術会議会長は悪用して、このように我々を苦しめている証拠が本文である。この ICRP の勧告を示して頂きたい。

・「福島の一部の地域では既にそのような努力が始まっています」恐ろしい現実だ。国家公務員には、憲法第 15 条第 2 項「公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない。」、国家公務員法第 96 条第 1 項では、「すべて職員は、国民全体の奉仕者として、公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」となっている。

日本学術会議会長に、こんなことまで言うのは大変失礼だが、福島県の公務員達は狂っている。災害対策基本法第四条には、「都道府県は、当該都道府県の地域並びに当該都道府県の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、～」と定められている。しかし、福島県庁が県民を疎んじていて、救助・救済を怠り、公務員達の自助に励み、県民の被ばく化を加速している。それをここで「福島の一部の地域では、既にそのような努力が始まっています」という不作為、過誤・欠落を示しているに過ぎない。　解説をお願いしたい。

私たち日本学術会議は、日本の放射線防護の基準が国際的に共通の考え方を示すICRPの勧告に従いつつ、国民の健康を守るためのもっとも厳しいレベルを採用していることを、国民の皆さんに理解していただくことを心から願っています。

最後になりましたが、このような異常な事態が一日でも早く解決して、元の平穏な生活に戻ることができるよう、日本学術会議も引き続き努力する覚悟です。

平成23年6月17日
日本学術会議会長
金　澤　一　郎

4　緊急時に救助活動を行う者については基準を 500－1000mSv の範囲に設定すること、ボランティアによって行われる救命活動に対しては、救命に携わる者のリスクを上回る便益がある場合には、線量を制限しないことを勧告している。

※　・「日本学術会議は、日本の放射線防護の規準が国際的に共通の考え方を示すICRPの勧告に従いつつ」について、日本学術会議会長に言いたい。本件事故の事故対応の主体者は、国、県、発電所所在町と事業者となっていた。

しかし、本件事故発生以来、体制の主要メンバーではなかった官邸が突然断りもなく、事故情報を独占してしまった。この為、発電所所在町の双葉町は蚊帳の外に置かれ、得るべき情報をコントロールされてしまい、大幅にロスタイムを生じさせ、避けられたはずの被ばくを避けることができなかった人災である。

双葉町災害対策本部長の職務の災害対策基本法第五条の執行を妨害した事件であることをご理解願いたい。これは公務員職権濫用罪という名の下で、行われた犯罪である。

このことを省みない、この文書は悪文であり、事故の原因者の東京電力と規制主務省庁の面々を守護するために書かれたものにすぎないことは明確だ。

・「国民の健康を守るためのもっとも厳しいレベルを採用している」この文章はウソだ。悪質な虚偽文書である。「最も厳しいレベルを採用」するということは、バックグランド値（事故前の数値をいう）をいうのであって、事故後の作文をいうのではない。私の被ばく量の考え方は、事故後の数値と事故前の数値の「差」を被ばく量と判断している。

私は、双葉町災害対策本部長の就任前、建設工事業と機械・機器等の保守管理を行っていた関係から見た本件事故の対応は、素人集団が無知な判断と指示を繰り返してきたところである。予見と対策を同時進行しなければならないのに、結

果が出ないと判断することができないために、後手後手になり被害を拡大させた。国は必死になり、被曝の影響を否定し続けているが、それは天に唾するがごとく、成功はしない。在る物（核分裂生成物）は念仏では無くならない。それは自然がよく知っている、日本学術会議会長がこの文書を公開しても、自然の摂理までは変えられないのである。御見解を伺いたい。

・「国民の皆さんに理解していただくことを心から願っています」願うとは、日本学術会議はまるで宗教団体にでもなったと想わせる表現だ。かつての神風特攻隊を彷彿させるような「心から願う」ではなく、あくまで現場に聞き実働する以外に、方法はないことを知るべきである。

・「このような異常な事態が一日でも早く解決して、元の平穏な生活に戻ることができるよう」このような異常事態とは、事実を語っている。

　我々が強く感じている異常事態とは、原子力災害対策マニュアルと双葉町地域防災計画の原子力災害対策計画を滅却させ、虚偽の事故対応で双葉町が荒廃している現状をいう。それに内閣府原子力被災者生活支援チームという、俄かが、突如公務員の優越的地位の濫用により、ウソで潜在的被害を拡大させ、偽装を重ねた反動は永遠に続くことを、ご理解して頂かないといけない。ご回答をお願いします。

・「日本学術会議も引き続き努力する覚悟です」日本学術会議会長の金澤一郎さんは、福島第一原子力発電所の防災訓練にいつ参加されたのか記憶にはない。この文章を読む限り、日本学術会議が我々の実情を確かめることなく、国と企業の BCP のために書かれたものと推測するが、文章の全体に確たる証拠がないのは残念な気持ちがする。

　平成 23 年 6 月 17 日と言えば、事故現場は混乱の最中にあって、海のものか、山のものか定まらないに時に、このような文章が書けるのは、いささか不思議である。どこかの、誰かの作文を引用していないと思うが、実証が少ないのが気になるところ。御見解を伺いたい。

総括

　本文に対する批判的解釈をさせて頂きましたが、1999 年 9 月 30 日に発生した、JCO 核燃料加工施設の臨界事故の反省から作られた「原子力災害対策特別措置法」は、事故対応の初動に不具合があったためにつくられた法律です。この法律の要点は、現地に近い場所に、原子力緊急事態応急対策拠点施設（オフサイトセンター）を設け、原災法第 10 条通報が発電所から発出されたら、福島第一原子力保安検査官事務所に常勤の原子力防災専門官が、予め決めていた参集要

員に一斉参集の知らせを行い、参集させて対応を協議する。更に事故が拡大して、原災法第 15 条通報が発電所から発出されたら、オフサイトセンター内に、原子力災害合同対策協議会を開催することになっていました。平成 22 年度福島県主催の防災訓練でも、原子力災害対策マニュアルに則り、参集要員の参集訓練まで行っていました。

しかし、本件事故発生当初から、原子力防災専門官の姿が消えてしまい、一斉招集装置のボタンが押されていないのです。双葉町災害対策本部の担当課長は 11 日の夕刻、オフサイトセンターへ電話で交信を試みたが、通じませんでした。これ以降、私が町の災害対策本部長であった間は、何処からも、誰からも参集の案内はありませんでした。

したがって、町としては、何も決めてはいないし、合意とか同意をしたことがないので、不調のままになっているのです。発電所所在町が参加していない合同対策協議会の場で、誰かが、何やら決めても効力は存在しないと考えています。これを確かめるために、福島県の現地対策本会議の議事録を開示請求したら、会議はしていませんと回答されています。

このように尋常でない事故対応に、公正さと清潔さの無い様々な決定事項は、無効と考えています。このような状況で 20 ミリシーベルト基準を決定されても、合意形成をしていない被害者、国民側に差損が発生した場合、首謀者らによる詐欺行為となることは明確です。

このような、不当なやり方はいずれ破綻し、首謀者は罰を受けることになると予想しています。

日本学術会議のこの文章は明らかに、首謀者擁護の姿勢が見て取れますので、あえて、これを論破する必要があったので、警鐘を鳴らしました。この文章の反対側で多くの国民、被災者たちが、原子力推進機関と何らかの利益相反関係者たちの誤訳・誤導に遭い、行政にも、ものが言えず涙を流しながら耐えていることもご存じでしょう。

規制権限のない善良な被害者は、国によって、えん罪者にさせられて切り捨てられているのです。

本文の殆どが原子力事故被害者に塩を与え、加害者のウソ、偽装、隠ぺい、誤導を正当化しているようです。

日本学術会議　会長金澤一郎様は、被害者の立場で一言も語っていません、

被害者が苦しんでいる現状に蓋をして、加害者を守ろうとしている姿は、ちょうど頭隠して尻隠さずの様相を呈しています。むしろ、本文からは詐害の加担者としての強い意向が感じられます。

《参考資料２》

これは、原子力災害時に活用するマニュアルで、発電所の事故が発生した場合に活用するように定められている文書である。関連する規制省庁が参加して作られたもので、防災訓練の手引きにもなっている、我が国の唯一の原子力災害対策マニュアルとして活用されてきた。

本件、東電の事故時においては、規制主務庁の原子力安全・保安院と原子力安全委員会らの不作為により、このマニュアルが殆ど活用されることなく、ルールのない状態で今日まで続けられてきた。従って、発電所周辺監視区域外の自治体の参画は全く無く、合意・同意の無いままに、今日まで来ているのが実態である。

原子力災害対策マニュアル

平成１２年８月２９日
原子力災害危機管理関係省庁会議
（平成１３年１月６日一部改訂）
（平成１３年６月１４日一部改訂）
（平成１４年３月２７日改訂）
（平成１７年１１月８日一部改訂）
（平成１７年１２月２２日一部改訂）
（平成１９年２月１９日一部改訂）
（平成２２年９月１４日一部改訂）

本マニュアルは、原子力災害危機管理関係省庁会議において、原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）及び防災基本計画原子力災害対策編に定める事項等を具体化し、関係省庁が連携し一体となった防災活動が行われるよう必要な活動要領をとりまとめたものである。

本マニュアルでは、原子力発電所等において事故が発生し、原災法第１０条に基づく通報が行われた場合における安全規制担当省庁を中心とした情報収集や内閣官房における官邸対策室の設置、関係省庁事故対策連絡会議の開催等による関連情報の集約及び共有など警戒体制の確立、さらに、原災法第１５条に規定する原子力緊急事態が発生した場合の内閣総理大臣による原子力緊急事態宣言の発出に係る手続、原子力災害対策本部の設置等、関係省庁が緊急事態応急対策を行うために必要な手続について記述している。

なお、本マニュアルは、今後の防災訓練の実施結果等を踏まえつつ、適宜見直していくこととする。また、関係機関連絡先リスト等について、人事異動等により変更があった場合には、経済産業省資源エネルギー庁原子力安全・保安院原子力防災課に変更内容を連絡し、同課は修正の内容について、関係省庁に通知するものとする。

原子力災害危機管理関係省庁会議幹事会の構成員は以下のとおりである。

内閣官房内閣参事官（安全保障、危機管理担当）
内閣官房内閣情報調査室内閣参事官
内閣官房内閣参事官
内閣府政策統括官付参事官（災害応急対策担当）
内閣府食品安全委員会事務局情報・緊急時対応課長
内閣府原子力安全委員会事務局管理環境課長
警察庁警備局警備課長
総務省大臣官房総務課長
消防庁特殊対策室長
外務省総合外交政策局軍縮不拡散・科学部国際原子力協力室長
財務省大臣官房総合政策課政策推進室長
文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課防災環境対策室長
厚生労働省大臣官房厚生科学課健康危機管理官
農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課長
経済産業省資源エネルギー庁原子力安全・保安院原子力防災課長
国土交通省大臣官房参事官（運輸安全防災）
気象庁総務部企画課長
海上保安庁警備救難部環境防災課長
環境省水・大気環境局大気環境課長
防衛省運用企画局事態対処課長

〔ページ数、123 頁、参考資料 46 頁〕

本文には、重要なことが記載されていますが、紙面の関係で以下を省略します。

《参考資料 3》

以下は、福島県と発電所周辺監視区域外の 11 市町村が参加している「福島県原子力広報協会」が定期発行していた、アトムふくしまの別冊として、11 市町村民へ配布されていたものである。発効日は平成 21 年 1 月となっていることを確認して頂きたい。

双葉町の元町長として、自分が作ったこの別冊に反する解釈は虚偽記載となるので、貴日本学術会議が出稿した「本文」にそそのかされることは、出来ないことをご理解願いたい。

原子力の基礎知識　放射線Q＆A

Q8 放射線はどのような考え方に基づいて管理されているの？

A8 「放射線を取り扱う職業人の場合、１年間に全身にあびる量は20ミリシーベルト（５年間の平均）、一般の公衆に対しては、１ミリシーベルトを線量限度とする。」これは、1990年、国際放射線防護委員会（ＩＣＲＰ）の世界に向けた勧告です。我が国でも、この勧告に基づき、放射線障害防止法などが改正され、平成13年４月から施行されています。

職業人の被ばくの線量限度は放射線被ばくによる発ガンなどの発生率を広島・長崎の原爆被ばく者データの解析等から推定し、設定されています。また、一般公衆の線量限度は、医療被ばくを除き、１ミリシーベルト／年が勧告されています。

ＩＣＲＰは、放射線の利用について、得られる利益から見てその人や社会が容認できる限度、すなわち、「現在の知識に照らして身体的な障害または遺伝的な障害の起こる確率が無視できる」線量を限度として勧告しています。

また、線量限度と併せて、「すべての放射線被ばくは合理的に達成できる限り低く保つこと」を勧告しています。日本の原子力発電所は勧告に基づき、発電所からの放出量は、一般公衆の線量限度である１ミリシーベルトの20分の１である0.05ミリシーベルト以下にするという、厳しい線量目標を定めています。そして、実際に運転している発電所から放出される放射性物質による線量は、目標値よりも十分低い値になっています。

◆ウランちゃんの豆知識③

Q. ＩＣＲＰ（国際放射線防護委員会）について教えて？

A. ＩＣＲＰは、放射線医学、生物学、遺伝学などに関連する世界の専門家で構成されており、放射線に関する防護の基本的な考え方と、職業人及び一般公衆に対する線量限度を勧告しています。

ＩＣＲＰの勧告する放射線防護基準は、世界各国の放射線防護策の基礎となる原則を提示するものであり、世界各国の放射線防護基準はＩＣＲＰの勧告を基準に策定されています。我が国の放射線防護基準もＩＣＲＰの勧告に基づいて、放射線審議会等の審議を経て策定されています。

放射線障害防止法

放射線業務従事者に対する線量限度
５年間で100ミリシーベルト、１年間で50ミリシーベルトを超えない

一般公衆についての線量限度
１ミリシーベルト/年間
（自然放射線と医療は除く）

7

ここには、ICRP について、しっかりと解説されているので、他の虚偽文書にそそのかされるわけには、いかないことをご理解願いたい。

Q5 放射線にはどのような単位があるの？

A5 放射線の強さや量、放射線の人体への影響を表す単位として、ベクレル、グレイ、シーベルトといった単位が使用されます。

●放射能の強さを表すベクレル（Bq）

放射能の強さを表す単位です。

１秒間に原子核が崩壊する数を表します。

１秒間に１個の割合で原子核が崩壊する放射性物質の量が１ベクレルです。

●吸収されたエネルギーを表すグレイ（Gy）

放射線のエネルギーがどれだけ物質（人体を含むすべての物質）に吸収されたかを表す単位です。

物質が１キログラム当たり１ジュールのエネルギーを吸収したときの線量が、１グレイです。

水１リットルが１グレイの放射線を吸収すると、水の温度は0.00024度上昇します。

ジュール：仕事やエネルギーの単位で、１ジュールは0.24カロリーです。

●人体への影響を表すシーベルト（Sv）

これは他の単位と性格が違い、吸収線量が生物に与える効果を表す単位です。

同じ１グレイの放射線を受けても、放射線の種類や臓器によって現れる効果（影響）は違います。そこで、吸収線量をその生物学的効果を考えて換算したのがシーベルトです。

●補助単位

放射線の単位では、次のような補助単位がよく使われています。

- **ミリ（m）**
  1,000分の１を表します
  例）
  １ミリグレイ（mGy）＝1/1,000グレイ
- **マイクロ（μ）**
  100万分の１を表します。
  例）
  １マイクログレイ（μGy）＝
  1/1,000,000グレイ（Gy）
- **ナノ（n）**
  10億分の１を表します。
  例）
  １ナノグレイ（nGy）＝
  1/1,000,000,000グレイ（Gy）

名称	記号	
ベクレル	Bq ……	どれだけ放射線が出ているか（放射能の強さ）
グレイ	Gy ……	物や人体にどれだけ吸収されたか（吸収線量）
シーベルト	Sv ……	人体への影響はどうか（線量）

原子力の基礎知識　放射線Q＆A

Q6 食物の中にも放射性物質は含まれているの？

A6 私たちが飲食するものの中には、天然の放射性物質や、核実験などで生成された人工放射性物質が含まれているものがあり、これらが体内に取り込まれて体の内部で放射線を受けます。

私たちが普段口にする米、野菜、肉、魚などに含まれている主な天然の放射性物質はカリウム40です。

一方、人工放射性物質のストロンチウム90やセシウム137もごくわずかですが、食物を通して私たちの体内に取り込まれます。

●食物中のカリウム40の放射能量（ベクレル/kg）

米	30	ドライミルク	200	お茶	600
食パン	30	ホウレン草	200	ポテトチップス	400
魚	100	干しいたけ	700	清酒	1
牛肉	100	干こんぶ	2000	ビール	10
牛乳	50	生わかめ	200	ワイン	30

出典「原子力・エネルギー」図面集2007

◆ウランちゃんの豆知識①

Q. 放射性物質の放射能の強さは変わらないの？

A. 放射性物質には、最初の放射能の強さと比較して、放射能の強さが半分になるまでの時間をあわらす半減期というものがあります。半減期は放射性物質によって様々であり、チッ素16の約7.1秒といっ短いものから、ウラン238の約45億年という気の遠くなるようなものまであります。

●半減期の例

チッ素16	約7.1秒	セシウム137	約30年
ヨウ素131	約8日	炭素14	約5730年
マンガン54	約312日	ウラン235	約7億年
コバルト60	約5.3年	カリウム40	約13億年
トリチウム	約12年	ウラン238	約45億年

◆ウランちゃんの豆知識②

Q. 20年以上も前の核実験の影響があるの？

A. 人工放射性物質のセシウム137は、過去に海外で行われた大気圏内核実験により放出されたものであると考えられています。

大気圏内で核実験が行われると、爆発により、急激な上昇雲ができます。この雲と一緒に人工放射性物質は運ばれ、上昇気流に乗って世界中に拡散し、雨などと一緒に地表に降りてきます。検出される量は少なくなったものの、半減期が約30年と長いセシウム137はいまだに環境中に存在します。これらは、土から植物へ吸収されるなど自然循環されるため、食物などからも検出されるのです。

なお、環境中から検出されるセシウム137等の人工放射性物質は、カリウム40等の自然放射性物質に比べ、極めて低いレベルで検出されています。

Q7 私たちは日常生活でどのくらい放射線を浴びているの？

A7 人間は、一人当たり平均して１年間で約2.4ミリシーベルトの自然放射線を受けています。その内訳は、宇宙から飛来してくるものが0.39ミリシーベルト、大地から放出されるものが0.48ミリシーベルト、日常摂取する食物を通し体内から照射されるものが0.29ミリシーベルト、空気中のラドンなどからの吸入によるものが1.26ミリシーベルトです。自然放射線の線量は、地質や地形の違いから、場所により大きさが異なります。

また、人工放射線の線量については、代表的なものに医療で使われているエックス線などがありますが、その放射線の量は、胸のエックス線集団検診（１回）が0.05ミリシーベルト、胃のエックス線集団検診（１回）が0.6ミリシーベルトです。

■日常生活と放射線

■全国の自然放射線

宇宙、大地からの放射線と食物摂取によって受ける放射線量
（ラドンなどの吸入によるものを除く）

出典「原子力・エネルギー」図面集2007

(財)福島県原子力広報協会

●科学実験教室

●アトムシアター

●講演会

●見学の様子

●移動展示館

●「原子力を考える日」体験学習事業

●原子力研修会

●「原子力を考える日」事業

発行／財団法人福島県原子力広報協会
〒979-1308 福島県双葉郡大熊町大字下野上字大野199番地
福島県原子力センター内
財団法人　福島県原子力広報協会
TEL 0240(32)3734　FAX 0240(32)3440
http://www.atom-fukushima.or.jp
監修　福島県

(財)福島県原子力広報協会は福島県と広野町・楢葉町・富岡町・川内村・大熊町・双葉町・浪江町・葛尾村・南相馬市・田村市・いわき市の11市町村で構成されています。

福島県原子力センターのご案内

入館無料

開館時間　9:00～16:00
開館日　月曜日～金曜日
〔年末休館(12月29日～1月3日)及び祝日は除きます。〕
http://www.atom-moc.pref.fukushima.jp

平成21年1月発行

PRINTED WITH SOY INK
この印刷物は、環境にやさしい大豆油インキを使用しています。

発行／財団法人福島県原子力広報協会

〒979-1308 福島県双葉郡大熊町大字下野上字大野199番地
福島県原子力センター内
財団法人　福島県原子力広報協会
TEL 0240(32)3734　FAX 0240(32)3440
http://www.atom-fukushima.or.jp
監修　福島県

(財)福島県原子力広報協会は福島県と広野町・楢葉町・富岡町・川内村・大熊町・双葉町・浪江町・葛尾村・南相馬市・田村市・いわき市の11市町村で構成されています。

福島県原子力センターのご案内

入館無料

開館時間　9:00～16:00
開館日　月曜日～金曜日
〔年末年始(12月29日～1月3日)及び祝日は除きます。〕
http://www.atom-moc.pref.fukushima.jp

平成21年1月発行

この資料は定期的に発行していたので、これ以外に多くの資料が構成市町村民には頒布されていた。

ここに、ことさらに拡大したのは、福島県原子力広報協会の構成について、ご理解いただきたくて記しました。このパンフレットは広域的なもので、行政文書として発電所周辺監視区域外の自治体住民に定期的に配布していたもの。

ここに書かれている内容については、事故後、福島県の担当者に、真贋について質しているが、専門家に確認して頂いていると答えていることを述べておきたい。

この文書の記載内容について解釈を変えることは、この文書が虚偽記載されていたということになり、自己矛盾が発生するので、どこかの、誰かの悪しき誘導に惑わされるわけにはいかない。まして、日本学術会議会長　金澤一郎氏へ、公開質問をしている井戸川克隆は、当時双葉町町長としてこの文書の作成をしていたので、なおさら、事故後の誤導に対して、反論しなければならないことをご理解願いたい。

《参考資料 4》

お知らせ

11月25日(木)～26日(金)に 原子力防災訓練を実施します

原子力防災訓練の目的

福島県と広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町の関係6町はそれぞれ、「地域防災計画原子力災害対策編」を定め、万一の原子力災害に対処することとしています。

原子力防災訓練は、原子力災害発生の想定に基づき、県、町、国、防災関係機関及び事業者が果たすべき役割について確認し、災害対応の習熟と関係機関の連携を図るとともに、地域住民の原子力防災に関する意識高揚を図ることを目的としています。

訓練実施日時(予定) 平成22年11月25日(木)午後0時30分から午後4時00分まで
平成22年11月26日(金)午前8時30分から午後2時00分まで

主な訓練場所 福島県庁、福島県原子力災害対策センター、双葉町役場、大熊町役場、双葉町体育館、大熊町第二体育館、福島第一原子力発電所及び周辺地域

主催 福島県、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町

みなさんに参加していただく訓練の内容

今回の訓練では、双葉町、大熊町及び浪江町の指定された地域のみなさんにご参加いただく避難訓練及び屋内退避訓練を実施します。参加していただくみなさんには各町から別途詳細をお知らせします。

避難訓練の対象地区
双葉町　細谷、郡山
大熊町　夫沢一区、夫沢二区、夫沢三区(国道6号より東側の地区)

屋内退避訓練の対象地区
双葉町　下条、浜野、両竹
浪江町　両竹、中浜

避難の効果

避難は、相当の放射線を受けることになると予測される場合に実施される対策です。
放射性物質による放射線を避けるために、放射線の影響がない地域に一時的に遠ざかります。

屋内退避の効果

屋内退避は、予測される放射線が大きくない場合に実施される対策です。
建物のドアや窓を閉め切ることにより、放射性物質の進入を防ぎ、体の中への放射性物質の取り込みを防ぐ効果があります。

避難の流れ

自宅等 →(徒歩など)→ 集合場所 →(専用車両(バスなど))→ 避難所

※移動手段や経路は、各町から出される指示に従ってください。
※大規模な災害が発生したときなどには、訓練が中止になる場合があります。

上図は、平成 22 年度福島県が主催した防災訓練の時に、双葉郡内の各戸に配布し、防災訓練の実施を知らせたものである。この訓練のマニュアルは、国が拵え

たものを用いて実施されたものである。

この時の会場は双葉町を中心としたもので、平日、公務として行ったのである。

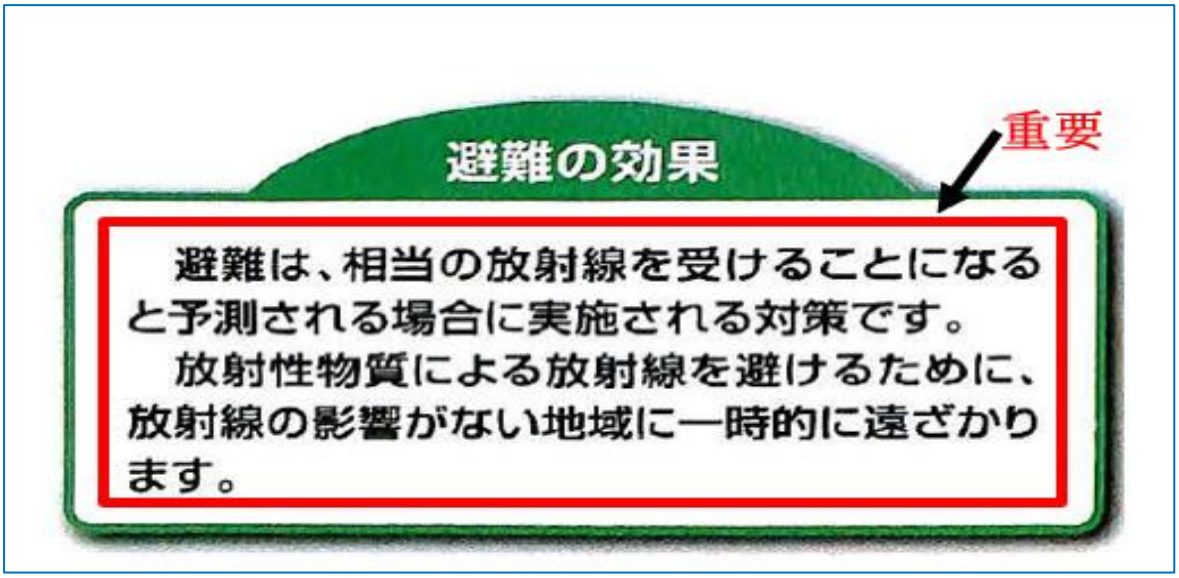

この図は、前頁のチラシから抜き出したもので、避難の大原則として、放射線の影響が無い地域に一時的に遠ざかるものと明記されている。日本学術会議の金澤一郎会長はこれを見ないで、ご丁寧な文書を書かれたのだろう。金澤一郎会長に申し上げたい、貴方こそ、正しく現場について学ぶべきではないだろうか。

《参考資料５》

下図は、物を較べるとき、同じ場所、同じ時間、同じ物、同量・同質、同じ単位、同じ計算式等で較べ、第三者の追試を受けなければならないことは、言うまでもない事だが、本件発電所破壊事件においては、意図的に虚偽の机上論を重ねている。

この為、結果は無残に、いずれも証拠が無いのが特徴である。

《参考資料 6》

OFC 各班、ERC 総括班←OFC 総括班

第１０回合同対策協議会全体会議会議事メモ

日時:平成23年3月21日(月)13:30～14:40
出席者:松下経済産業副大臣ほか
概要:
・冒頭、松下副大臣より、以下の発言があった。
　現地での情報や決定事項は、本来、福島現地 OFC～東京 ERC～官邸危機管理センター～官邸上層部の通報ルートに従って、伝達されることになっているが、先般、官邸上層部（危機管理監）などに伝わっていない事例や農水省で作成した「食品の放射能に関する測定マニュアル」の情報が現地 OFC に届かなかった例が生じているため、このため**報連相の徹底をお願いしたい。**

(事業者)
　本日は電源設備を中心に復旧作業を行っている状況。明日はコンクリートポンプ車を使用した放水作業を行う予定である。
　「原子炉施設に対して放水した水が、その後海に流入することはないか」の質問については、現在のところ、放水した水は建屋内にとどまっており、海に流れ込むような水みちはないことを確認しているとの報告があった。

(住民安全班)
　２０～３０ｋｍ圏内の自主避難の状況は順調に進んでいる。

(医療班)
　スクリーニングレベルに係る基準については、県と国とで差異があったが、本日文書を発出し同一の基準となった。

(自衛隊)
　今後、避難が長期化すると、避難所から自宅に必要な物品を取りに戻る方が増えるので、立入制限措置等の徹底をお願いしたい。また、明日以降は戦車を使用しての瓦礫の撤去を行う予定である。

　副知事より、明日知事がＪビレッジを訪問し、自衛隊等の関係者に激励・お礼を申し上げる予定となっているとの発言があった。

以上

松下大臣、発電所周辺監視区域外の自治体にこそ「報連相」が必要だったのではないですか。なぜ、双葉町には原子力防災専門官らからの参集の連絡が無かったのでしょうか。

おや、副知事がここにいたんですね。情報開示請求で、福島県の現地対策本部会議記録を求めたところ、会議はしていませんと回答されたのに、副知事がこの席にいたとなれば、私に虚偽回答をしたことになるが。こんなこと、日本学術会議会長は分かっていましたか。

平成２３年３月２２日

放射線班　全体会議資料

○ トピックス

１．　環境試料中の放射性物質濃度について

・ 川俣町の原乳１２ヶ所の分析を実施したところ、６ヶ所において摂取制限を超える値を確認した。（ヨウ素 131 最大値　5300Ｂｑ／ｋｇ、制限値 300Ｂｑ／ｋｇ）

・ 20 日に摂取制限を超える値を確認した飯舘村の水道水を再度分析したところ、依然として摂取制限を超える値ではあるが、半分程度に減衰している。（ヨウ素 131　492Ｂｑ／ｋｇ、制限値 300Ｂｑ／ｋｇ）

・ 葉菜について、厚生労働省の通達に基づく測定法にて実施すべく、昨日、葉菜を採取し分析を実施中。この分析結果が判明するまでの間、県内の露地野菜について、福島県は本日からの出荷自粛を要請。

・ 県内の水道水の放射能濃度を確認するため、昨日、７７ヶ所の水道水を採取し、分析を実施中。この結果を踏まえ、制限値を超える地域については、継続監視地域について検討する。

２．　２２日のモニタリング実施計画（参考別紙）

・ 空間放射線量率の測定をモニタリングカー6 台で実施。

・ 大気中の放射能濃度を測定するため、ダストサンプラーを用いて空気を吸引し採取。

・ 環境試料中の放射性物質濃度については、継続的な監視のため３０ｋｍ以遠周辺の牛乳３６ヶ所及び水道水４ヶ所、葉菜（可食部分析のため）、降雨があった際には雨水を採取し分析予定。

・ 東京電力による海水の分析結果において、炉規則告示の濃度限度を超えた値があることを受け、海上モニタリングを実施予定。

以上

このようなことも日本学術会議会長はご存知でしたか。

[機密性２情報]

ＥＲＣからの「モニタリングデータに基づく放射性ヨウ素の線量評価について」に関する要請に対する回答（案）

平成23年3月22日 21:00
原子力安全委員会
緊急技術助言組織

ＥＲＣから原子力安全委員会に要請がありました上記の件につきまして、以下の通り回答いたします。

要請内容：「屋内退避地域（半径20～30ｋｍ圏内）において、3月20日から測定が開始された空気中ヨウ素131の濃度データで、3月20日には1つの地点で3.8kBq/m³、3月21日には別の地点で3.2kBq/m³（3回測定の平均）という値が得られているところ、これらに基づき、小児の甲状腺が受ける被ばく線量を計算した結果、1日屋外で暴露したと仮定して、甲状腺の預託等価線量として、3月20日には46mSv、3月21日には39mSvという値が得られると考えます。（中略）
特に屋内退避地域居住者中の高リスクグループ（乳幼児、妊婦（胎児）等）を含む住民への対応方針につき、貴委員会より技術的助言をいただきたく照会いたします。」

回答：
・3月20日の測定は発電所より30ｋｍ近辺の西側、3月21日は同南側において測定されたデータであり、今後、避難の要否を判断するためには、気象条件にとらわれずに、屋内退避地域内において最低一日二回程度の頻度で空間放射性ヨウ素濃度を測定し、推移を見極める必要があります。

・しかしながら、これらの値が持続した場合、放射性ヨウ素による小児甲状腺の等価線量が、安定ヨウ素剤投与の指標である100mSvを超えること、また、今後、屋内退避期間が長期化する場合は、避難の予測線量500mSvを超えることになりますので、避難のための準備を開始しておくことが望ましいと考えます。

以上

日本学術会議会長はこんなことも分かっていましたか。

平成２３年３月２３日

放射線班　全体会議資料

○ トピックス

１．　環境試料中の放射性物質濃度について

・ 県内の「水道水」について、７７箇所の放射性物質を分析したところ、飯舘村簡易水道事業２箇所において指標値を超える値を検出。（ヨウ素 131　450Ｂｑ／ｋｇ（最大値）：制限値 300Ｂｑ／ｋｇ）（別紙１）

・ 「葉菜」について、厚生労働省の通達に基づく測定法により、県内全域３５箇所からの放射性物質を分析したところ、２６品目において指標値を超える値を検出。（ヨウ素 131　22,000Ｂｑ／ｋｇ（最大値）：制限値 2,000Ｂｑ／ｋｇ、セシウム 134 及び 137　82,000Ｂｑ／ｋｇ（最大値）：制限値 500Ｂｑ／ｋｇ）（別紙２）

２．海上モニタリングについて

・ 文部科学省が実施。

・ ２３日、(独)海洋研究開発機構の調査船により海水を採取。２４日頃、結果を発表予定。

・ 沿岸約３０ｋｍの水域で、約１０ｋｍ毎に８箇所の海水を採取（別紙３）

３．２３日のモニタリング実施計画（別紙４）

・ 空間放射線量率の測定をモニタリングカー6 台で実施。

・ 大気中の放射能濃度を測定するため、ダストサンプラーを用いて空気を吸引し採取。（10 箇所）

・ 環境試料中の放射性物質濃度について、３０ｋｍ以遠周辺の飲料水（上水）７件、葉菜３件、陸土３件等を採取し、継続的に監視。

以上

日本学術会議会長はこんなことも分かっていましたか。

福島県における野菜から摂取制限値を越える放射能の検出について

平成２３年　３月２３日
原子力災害現地対策本部

１．調査対象
福島県全域の３５ヶ所の野菜について調査（厚生労働省発表資料別紙参照）

２．調査方法
野菜試料を採取し、水で洗浄後、可食部を測定

３．放射能分析方法
（１）分析機器
ガンマー線スペクトロメトリー（Ｇｅ半導体検出器）
（２）測定時間
３，６００秒（１時間）
（３）検出下限値
２０Ｂｑ／ｋｇ

４．測定結果
分析の結果、ほとんどの野菜試料で摂取制限を超える放射能が確認された。

ヨウ素１３１	２２，０００Ｂｑ／ｋｇ（最大値）
セシウム１３４及び１３７	８２，０００Ｂｑ／ｋｇ（最大値）
※ ヨウ素の摂取基準	２，０００Ｂｑ／ｋｇ
※ セシウムの摂取基準	５００Ｂｑ／ｋｇ

なお、汚染が最大であった本宮市産の茎立菜（くきたちな）１００ｇを食べた場合の人体への影響は、胃のエックス線集団検診１回で受ける影響の約１／４である。

日本学術会議会長はこんなことも分かっていましたか。

福島第一原子力発電所の状況等プレス対応結果（通算第１５回）

３・２５　１：１０～２：１０

対応者　オフサイトセンター　　木野、保田

・　福島県における小児甲状腺被ばくの調査結果について

Ｑ１　具体的な測定値が記載されていないので教えてほしい。
Ａ１　保健センター１８名のうち、最大は０．１３μＳＶ／ｈ（７歳　女性）　山木屋４８名のうち、最大は０．２４μＳＶ／ｈ（１２歳　男性）

Ｑ２　測定箇所は住居とほぼ一致しているのか。
Ａ２　避難所でのスクリーニングの際に測定を実施したものであるので、一致しているとはいえない。

Ｑ３　子供でも基準は２μＳＶ／ｈでよいのか。
Ａ３　安全委員会の指針にもとづいている。

Ｑ４　安全委員会の指針と２μＳＶ／ｈとの関係について説明してほしい。
Ａ４　（詳細に説明）

Ｑ５　正味値とは？
Ａ５　測定値からバックグランドを差し引いたもの。
（バックグランドと測定値の関係について説明）

Ｑ６　バックグランドの値は？
Ａ６　山木屋　２μＳＶ／ｈ　保健センター　０．１μＳＶ／ｈのレベル

Ｑ６　山木屋が少し高いのではないか。
Ａ６　原発の事故の影響と思われる。

Ｑ７　最大値を測定した２名の住所を教えてほしい。この方は２０～３０ｋｍ圏内の方か。
Ａ７　保健センターの女性は南相馬町、山木屋の男性は川俣町である。２０～３０ｋｍ圏内か否かまでは現在は不明。個人が特定できない範囲でお知らせすることは可能。

Ｑ８　山木屋の被測定者の住所は、すべて川俣町でよいか。
Ａ８　調査票に記載された住所が、正式な住所かが不明なので分からない。

Ｑ９　１～３才に限定するとどうなるのか
Ａ９　乳幼児は測定するのが難しいので、データが少ない。

Ｑ１１　他の場所でも調査するのか。２箇所だけで判断するのは危険ではないか。
Ａ１１　原子力発電所からの放射能は減少しているので、このまま減少していけば実施する予定はないが、放射性物質の放出が続けば実施する方向になると思う。

Ｑ１２　本人には結果は伝えたのか。
Ａ１２　測定値までは言っていないが、問題のない旨は伝えてある。

日本学術会議会長はこんなことも分かっていましたか。

平成２３年３月２５日

放射線班　全体会議資料

○ トピックス

１．　環境試料中の放射性物質濃度について

・ 県内の「上水」（水道水）について、１１箇所の放射性物質を分析したところ、２箇所において指標値を超える値（飯舘村；ヨウ素 344Ｂｑ／ｋｇ（指標値 300Ｂｑ／ｋｇ）を検出。また、４箇所において乳児用の指標値を超える値（飯舘村３箇所、いわき市；指標値 100Ｂｑ／ｋｇ）を検出。

・ 県内の「土壌」について、２０箇所の放射性物質を分析したところ、全箇所において、セシウム（飯舘村；最高値：115,700Ｂｑ／ｋｇ：通常は未検出）及びヨウ素（飯舘村；最高値：256,000Ｂｑ／ｋｇ：通常は未検出）を検出。

・ 県内の「雑草」について、１１箇所の放射性物質を分析したところ、全箇所において、セシウム（飯舘村；最高値：3,170,000Ｂｑ／ｋｇ：通常は未検出）及びヨウ素（最高値：1,100,000Ｂｑ／ｋｇ：通常は未検出）を検出。

・ 県内の「陸水」（池水及び雨水）について、２箇所の放射性物質を分析したところ、全箇所において、セシウム（川俣町；最高値：345Ｂｑ／ｋｇ：通常は未検出）及びヨウ素（小野町；最高値：7,440Ｂｑ／ｋｇ：通常は未検出）を検出。

２．２５日のモニタリング実施計画（別紙）

・ 空間放射線量率の測定をモニタリングカー７台で実施。（SPEEDI 拡散予測を踏まえ、伊達市及びいわき市にも展開。）

・ 大気中の放射能濃度を測定するため、ダストサンプラーを用いて空気を吸引し採取。（１４箇所）

・ 環境試料中の放射性物質濃度について、３０ｋｍ以遠周辺の飲料水（上水）１２件、葉菜１１件、陸土１２件等を採取し、継続的に監視。

・ 水道（77 箇所）、葉菜（35 箇所）の分析結果を受け、サンプル数を拡大した、より広域的な環境試料分析を行うことで、現在地元自治体と調整中。（明日から採取開始予定）　葉菜は明日からでもよかったら

日本学術会議会長はこんなことも分かっていましたか。

緊急時環境放射線等モニタリング実施計画

平成２３年３月２５日
原子力災害現地対策本部

１　目　的

３月１１日に発生した東北関東太平洋沖地震に伴うその後の東京電力㈱福島第一原子力発電所事故において、大量の放射性物質の放出が生じ、環境放射線量や放射性物質濃度が増加している。ついては、これらの測定を行うことにより、環境の状況を適切に把握し、有効な防護対策を講じていくための基礎資料とする。

２　モニタリング班編成

本日のモニタリングの班は~~８~~7班で行う。
なお、~~７~~8班のうち１班は愛媛県からの応援によるものである。

３　測定項目

１）環境放射線（線量率）

（１）モニタリング地点とその範囲

・第１班：川俣町→飯舘村→南相馬市→新地町　の順に測定する。
福島第一原子力発電所の周囲から２０～３０ｋｍの屋内待避エリアの外側のうち、北側の部分とする。

・第２班：田村市→小野町→いわき市　の順に測定する。
福島第一原子力発電所の周囲から２０～３０ｋｍの屋内待避エリアの外側のうち、南側の部分とする。

・第３班：二本松市→田村市→川俣町→伊達市　の順に測定する。
福島第一原子力発電所の周囲から２０～３０ｋｍの屋内待避エリアの外側のうち、北東側の部分とする。

・第４班～第７班
福島第一原子力発電所の周囲から半径３０ｋｍ付近の定点について、線量測定等のサーベイを行う。

（２）測定方法

・ＮａＩシンチレーションサーベイメータ、又は電離箱サーベイメータにより測定するが、第１班、第２班については３０μＳｖ／ｈ以下を基本とし、これを超過した場合にはその地点から先の測定は行わないものとする。

・測定地点は、別紙地図に定める定点を含むエリアから適切な間隔を持って選定するものとする。

・なお、定点での測定を行った場合は、測定の都度、測定値を国に報告すること。

２）環境試料中の放射性物質濃度

（１）モニタリング地点とそのモニタリング核種

環境試料は、第１班と第２班において採取し、Ｇｅ半導体検出器により、ヨウ素131、セシウム137などの核種分析を行う。

この際、ＳＰＥＥＤＩのヨウ素１３１の地表蓄積量の予測結果等を考慮し、採取を行う。

30μSv/ｈ以上は測らないのだから、それ以上のデータは無いわけです。
~~こんなこと~~日本学術会議会長はこんなことも分かっていましたか？

以上、よろしくお願いいたします。

尚、回答期限は本年 12 月 22 日までにお願いします

口頭弁論　&　報告集会

口頭弁論

２０２１年11月10日（水）　１０時３０分～　東京地方裁判所　１０３号法廷にて
傍聴者　４９名（満席）

コロナ禍の口頭弁論であり、前回（7月２１日）同様、傍聴席は従来の約1/2に制限され、抽選となりました。

被告（国・東電）の代理人出席者が通常より多く、特に若い人が多かったように見受けられた。

弁論について

（１）原告側提出の第２４準備書面の要旨の説明が行われた。

（２）前回の被告（国・東電）側のパワーポイントを使って行われた主張に対しての反論（原告主張の要点）が、裁判長交代に伴う弁論の更新として行われた。

パワーポイントを使って法廷の壁面に投影しながら説明がおこなわれたが、時間の制約があり十分な説明が行われず駆け足となってしまったのは非常に残念であった。

第２４準備書面、第２４準備書面の要旨、原告の主張は井戸川裁判を支える会ＨＰにあります。

第２４準備書面の要旨　⇒　http://idogawasupport.sub.jp/images/00_242.pdf

原告主張の要点　⇒　http://idogawasupport.sub.jp/images/gakushukai15.pdf

（申し訳ありませんが、ネット環境にない方は知り合いの方等からダウンロードしていただいてください）

（報告　落合正史）

報告集会

あいさつ 共同代表　木村 結

自分の人生の全てを懸ける思いでないと裁判の原告になることは出来ません。

日本の司法、ハードルも高い、公開されていない。ほぼ密室でおこなわれている。傍聴している人たちが、一人一人発信者にならないと、裁判を知らしめることが出来ない。私たちが発信し、その司法の厚い壁を私たちが壊さないといけない。ぜひ皆さん、当事者であること、発信者であることを肝に銘じて傍聴していただきたいと思います。

裁判長や右陪審、左陪審の方々に与える影響を考えると、お行儀よくするとかではなく、やはり原告ではない、傍聴を続けて支援する私たちに何が出来るかという事をやはり考えながら裁判に携わっていけるといいなと思います。

一人でも多くの人たちに喚起する、関心を持ってもらう。それを広げていく、届けていく。

原発関連の裁判にも波及し、お互いに手を携えていけるのでは、と思いました。ありがとうございました。

（まとめ　稲垣博美）

原告　井戸川克隆

弁論の更新の資料であるパワーポイントでは現場を実施体験していない古川先生が私の思いを汲んでくれ、神経集中してがんばってくださった。

古川先生の集大成です。心から感謝しております。

私は生きている内に言いたいことが山ほどあり、心配して折に触れ自撮りで録画してあります。生きている内ですからね。

原発事故の実体は隠され正確に伝わっていない。

口頭弁論お集まりいただきまして、ありがとうございました。

顔なじみになる程に来て下さりありがとうございます。

まだまだ天王山というか登り切りませんので、よろしくお願いします。

報告集会用プレゼン　**偽装された原発事故対応を暴く!!**

当会ホームページ裁判スケジュールより報告集会の記録
第20回口頭弁論　原告のテキストをご参照ください。
青字はテキストより

目を覚ませ日本人!!

国家と国民の力学「ウソは泥棒」の始まり、官尊民卑の日本に民主主義は無かった、だからウソ・汚い原発汚職が蔓延った

歴史に学ばず、風評に学ぶ日本人「皆が、」という同調圧力に従う。ロンゲラップ島民の悲劇に学べ!!

島民82人大量の被ばく、３年後の250人が帰島させられる。その後、科学者の人体実験開始、「福島の避難させない政略と一緒」、デキモノ、ブドウ、クラゲのような子供、95%流産、島民は医師の診断を断る。1985年再び島を離れた。

今も帰らない。原告は、マジュロでこの老婆から聞いた。福島はこれから悲劇の本番を迎える。

ロンゲラップ島民の避難しているマジェロの島へ行きました。「もうロンゲラップ島きれいにしたから、帰ってきていいよ」と村長が言う。帰らない。孫が可愛いから。孫のことを思えば帰れない。３か月に１回75ドル、アメリカ軍から支給。それでも孫が可愛いから帰らない。福

島は悲しいかな騙されて。価値観はお金ではない。

消すことの出来ない歴史から学ぶ

冊子：平成２２年度　福島県原子力防災訓練の記録
主催　福島県、広野町、楢葉町、富岡町、
大熊町、双葉町、浪江町

訓練では緊急時連絡訓練もやっているが、事故が起きたら全くやれていない。県は知らんふりをしている。

オフサイトセンターに関係機関を集めるのは、経済産業省、原子力保安院、現場に常住する原子力保安院、事務所の中にいる原子力防災指導官が参集ボタンを押すだけだった。

福島県に確認。福島県が「ガソリンが無くて出られませんでした。」こんな事で許せるわけがない。

全国で裁判やっている人はその実態を知らない。もっと私の脇に双葉郡の首長が揃わなければいけない。

甲状腺被ばくの問題　福島県立医科大学が県民健康調査するとか、管理するとか、メニューがありません。

メニューというのは合同対策協議会である医療班でやることになっている。

官房長官が報道していたが、本当は保安員の政府の対策拠点と現地の報道対策で設けられるプレスセンターがあり、そこと二元的にやることになっている。官邸が独占して情報を止めた。合同対策協議会に６町は参加していません。

これが民主主義というなら、国が基本の基本を犯した。

犯罪です。本当は法律でこうしなさいと預けておきながら、住民の生命身体財産を守る情報をよこさず、参加させず。

県内59市町村がありますから、我々を除いても５３市町村へ県が発電所から来る情報を伝達しないといけない。

情報がないから町民から「なんだか分からなかった」と叱られました。叱られるしかなかった。やりようがなかった。だから情報は殆どTVでした。TVを観て瞬間の映像を観て自分で判断するしかなかった。

安定ヨウ素剤は基本的には予防服用で、結果服用ではない。1マイクロであろうが100マイクロであろうが、予防服用ですから放射性物質が付く前に服用しないとヨウ素剤の効き目はない。

EPZ（防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲）

政府は１１日夜8時50分2キロの範囲に避難指示。私はその時、町内をまわっていた。違う住民がおり「避難しろ」と言われて来たと。それで発電所の直近の人たちの避難が初めてわかった。１１日夜9時23分3キロ避難を出している。

EPZ訓練の時は避難指示８～10キロです。それを3キロ。避難指示はベントをするため。高さ200mの煙突から排出するから、逆に言うとそこは安全圏。

訓練でも、スピイディ情報は必須だった

スピイディ情報は無いと避難できない。スピイディ情報は11日夜11時48分に福島県から国に届いている。

それを無いとウソをついた。

新聞社　福島民報、民友は訓練の状況を報じていた。福島民友は緊急時の対応とか書いてある。福島民友の浪江局長へ「おい、なんでホントのことを書かないのか」と聞いたら「私たちは企業ですから」と答えている。頑張るとか、復興とか、購読者を裏切っている。実際は訓練通りにやっていないと事を分かっているが1回も報じない。報道すれば、国はウソをつけない。

原子力防災訓練チラシ

避難は相当の放射線をうけることになることが予測される場合に実施される対策です。

放射性物質による放射線を避けるために、放射線の影響がない地域に一時的に遠ざかります。県が作ったチラシに書いてある。

佐藤雄平知事は「なぁ、俺は県民を外に出したくないんだよ」私の耳元でつぶやいた。福島県は早く帰れ、早く帰れ、せっつきました。そうはいかないでしょう。知事は災害対策本部長ですから。県民の生命身体財産をないがしろにされている。

自主避難と誰かが作った言葉に対し、私は「自主避難と言わないように」と必ず言っている。「必要に迫られた避難です」「必要に迫られたから避難したんですよ」と。

騙されているんです、自主避難だってね。言葉作られて。あれは、作られた言葉。防災訓練の中に自主避難って言葉どこにもないですから。

原子力災害対策マニュアル（平成２２年）

人的被害の状況

②被ばく患者　（被ばくのおそれのある者を含む。）

会場にいる皆さんも申告さえすれば被ばく患者なのです。

皆さんは、これに気が付かないから、騙されているだけです。

皆さんと原告井戸川克隆は同格なのです。

原子力マニュアルがあり、原発の防災訓練の時に活用している。平成24年の改定版はインチキなので見てはだめです。

皆さん、関東圏も放射能飛んで、東京だって汚染されている。土壌を測れば残っているでしょう。

平成 22 年度原子力総合防災訓練　浜岡原子力発電所

訓練内容と本件事件では真逆。

浜岡での訓練時は避難指示10キロ。

菅直人は13日「プレスするな」と情報を官邸が止めさせたが、浜岡での訓練では「区域内の住民及び周辺住民に対して情報提供に努めることはもちろん原子力事故に関する情報に注意する事」話している。国民の皆さんは騙されている。

これでは事故の収束などあり得ない。

日本で唯一私しかいない。さみしいです。他の首長が一体となって対峙しないといけない。身体を張って住民のために守らなければならない。このかなしい思いを一生懸命、法廷へ持ち込んでくれている古川先生には感謝以外の言葉は無い。

これは現実ですので、騙されないには、自分で言うしかない。メモ、記録するしかないですね。

「これ言うとみんなからうとまれる」というのはこの国を悪くする。

（まとめ　稲垣博美）

第20回口頭弁論結果の報告

弁護士　古川元晴

資料は当会ホームページ下記項目にて閲覧、ダウンロードができます。ぜひ、ご覧ください。

＊ **裁判資料**

原告第24準備書面、原告第24準備書面の要旨

＊ **裁判スケジュール**

古川弁護士　報告集会用に配布された資料

＊ **トップページ**

裁判長交代による弁論の更新

パワーポイント『原告の主張の要点』原告による解説動画

第１　本日の口頭弁論

原　告

①原告第24準備書面の陳述

「原告第24準備書面の要旨」について（Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ 責任の根拠法）

Ⅰ　原子力災害の未然防止上の責任（第一次責任）

１　規制法

（1）基本法　刑事……刑法（業務上過失）

民事……民法（不法行為）

（2）行政法　原子炉等炉規法＋電気事業法

（3）安全確保協定（被告東電＋地元自治体）

Ⅱ　原子力災害対策上の責任（第二次責任）

１　規制法

（1）一般法　災害対策基本法

（2）特別法　原子力災害対策特別措置法

Ⅲ　損害論

１　損害賠償請求の根拠法

（1）被 告 国　国家賠償法：過失責任

（2）被告東電　原子力損害賠償法：無過失責任

基本法前提に対策をおこなわれるということになります。

この第一次責任で高度の注意義務は課されている。ということは行政法規には書かれていない。どこから来るかと言えば、基本法からきている。

安全確保協定　住民の生命身体財産を守る役割が地元自治体では法律で保障されていない。安全確保協定として東電と自治体が協定を結んでいろんな契約上の義務を課した。この被ばくの影響については確定的影響と確実的影響とがある。

②弁論更新手続き：原告の従前の主張の要点をパワーポイントで説明　裁判長が交代し、弁論更新手続きがおこなわれた。

被告ら

● 被告東電

準備書面（9）原告第23準備書面（予見義務・予見可能性）に対する反論　では、我々の主張している中身には触れられず、ただ抽象的に話は終わっています。

準備書面（10）原告の損害論に対する反論　次回、理論構成については少なくとも原告の主張を整理して更にきちんとし、準備書面として出す予定にしております。

第２　本日の進行協議

次回期日2022年３月９日（水）10時30分

原告提出予定の準備書面

①第22準備書面（その３）：

損害論

被告東電準備書面（10）に対する反論

②第25準備書面：

第２次責任（原子力対策上の責任）被告国の第16準備書面及び第17準備書面に対する反論

次々回期日2022年７月13日（水）10時30分

（まとめ　稲垣博美）

交流

原発避難者の住宅追い出しを許さない会

許さない会事務局　稲井邦利

2021年12月３日福島地裁で、第４回原発避難者の住宅追い出し訴訟がありました。この訴訟は原発事故加害者の福島県（原発誘致、事故後、県民護らずSPEEDI情報隠し、安定ヨウ素剤配布せず等）が、事もあろうに、被害者の東京都江東区東雲国家公務員住宅の避難者を被告にして、住宅追い出し裁判を始めました。　現在４名が被告になり、先行している裁判は1名が非公開で、裁判所と被告弁護士で進めているらしいです。また１名は公開されていますが、傍聴呼びかけが無く分かりません。

我々はMさん（男性）「いわきから避難、ストレスで心臓病発病、手術したが未だに良くならない。都営住宅抽選15回落選している」Aさん（女性）「南相馬から避難、非正規の近所で働いている、今の地域の民間アパートは家賃が高くて引っ越しできない、するなら仕事も地域も変えなければならない」被告2人を応援して、福島地裁で裁判を闘っています。

2017年３月末日で住宅支援は打ち切られました。それで避難者住宅は、東京都から福島県へセイフティーネット契約が移ったらしく、加害者の福島県はなぜか避難者の追い出しを始めました。家賃を２倍請求したり福島県内の親族を訪ねて、お宅の人が家賃未払いで居座って困っているとか、誹謗中傷して追い出しを図っています。本当に酷いおかしな話です。絶対に許せない福島県です！

第３回訴訟で我々の弁護団は反訴をしました。福島県の酷い仕打ちに、精神的苦痛を味わされたとして１人500万円、２人で1000万円を請求しました。勿論福島県は第４回訴訟で棄却を求めてきました。福島地裁が次回第５回訴訟でどう出てくるか、我々の弁護団の反訴主張を、今から傍聴するのがワクワクしてきます。

法廷の原告席は福島県の代理人1人で裁判の訴訟理由も説明せず、毎回遅刻する裁判長も1人で訴訟理由を説明しなくても裁判は進めますと言ったので、私は思わず「それはないだろう」とヤジっても退席させられなかった。福島県と福島地裁は、なあなあで裁判を早く終わらせようとしているのがミエミエで、笑ってしまいます。

我々の弁護団の国際人権法に関わる主張に対しても、福島県は破廉恥に振る舞い、それは貴方がたの独善的主張ですと反論してきました。それを弁護団長に訊いたら、私事の裁判なら相手の主張に負けないように独善的主張とか言って裁判を有利にするが、官公庁の裁判で相手の主張を独善的主張というのは、おかしいと言っていました。

それは我々の弁護団が主張する、避難者の居住権は国際人権法で保障されている、国際人権法を具体化する国内法作成問題で、無法状態の下では、上位法（国際法。条約）を解釈運用していくのが当然なのに、福島県は居住権を確保するという争点を理解しないで、社会権規約委員会の一般的意見や、国連人権委員会の指導原則は国連の一委員会が作成した一つの意見に過ぎないと主張しました。

我々の弁護団の主張のどこが独善的主張なのか訳が分かりません。

我々許さない会は、原発避難者の住宅追い出し裁判は福島県と国の人権侵害で、脳天気なお役人さまの「避難者いじめ」だと思います。

皆さま、反訴により被告だったMさん、Aさんは原告にもなりました。

２人の応援をよろしくお願いいたします。

アンケート　ご意見　紹介

報告集会にて、貴重なご意見戴きました。ありがとうございます。ご紹介いたします。
配布用紙準備不足故、皆さまに行き渡りませんでしたことお詫び申し上げます。

質 問

＊1　口頭弁論での原告側 PP への感想は　　*＊2　被告側の主張、姿勢等について*
＊3　古川さん、井戸川さん報告集会感想　　*＊4　井戸川裁判への感想*

Aさん（会員）
＊1　①良かった　②わかりやすかった　③　中身が濃いのがよく理解できた
④パワーポイントは正解です
＊2　今回 20 回と 18 回の 2 回のみなのでよくわかりません
＊3　古川さん　よかった　井戸川さん　執念がこもり、気迫があった
＊4　井戸川さんの思いの通りだと思う　日本国民はある意味洗脳されていると思う

Bさん（会員）
＊1　理解はびみょう　基礎知識があることが前提
＊2　今回初参加
＊3　井戸川さんの報告はすごく分かりやすくて気持ちがこもっていて良かったです。
間をとって話しているのが聞きやすいのかもしれません。
古川さんは早くてとめどない、入れないカンジがします。
＊4　大変な裁判ですが、この裁判は日本のために必要と思います

Cさん（非会員）
＊1―　＊2―
＊3　今日は重大な局面（古）　重要な事実の報告だった（井）と思います
＊4　日本にとって大事な裁判と思います

Dさん（会員）
＊1―　＊2―
＊3　訓練どおりに合同対策協議会がもたれなかったことについて
①まず、私は分かった
②私も含めて多くの人は、あんな大変な状況でオフサイトセンターで協議会をやれなかった・不可能と思って、流されて、ゆるしてしまっているのではないでしょうか？
（物分かりが良すぎるかな）

二〇一二～二〇一五年の間被災者達による福島原発告訴団が
数回に渡り行政と東電関係者を告訴していたが
しかたないよね
東電
国
地裁
想定外の規模の地震と津波だったので…
裁けません責任問えません
不起訴になっていた
不起訴理由には反論の余地があります！
古川元晴弁護士
事故の刑事責任は2つの考え方があります
①具体的予見可能性説
すでに起きたことがあり具体的確実に予測できることのみ責任を問える
②危惧感説
「未知の危険」であっても起きる可能性が合理的に予測される危険については業務の性質によっては責任を問える
不起訴になるのは「具体的予見可能性説」だけで見ているからです「危惧感説」なら十分罪に問えます
ポイントはあの規模の地震と津波は予測できていたということ
事故を防ぐ備えはできたはずなのにしなかったこと
さがせば証拠が出るわ出るわ
これは人災なんです
津波の切迫感なかった
国
工事してって言われなかった
東電
被告は言い訳して逃げ回るが
井戸川裁判はこれからも続く
見ていて下さい！

この漫画は複数の体験記を元に作られたフィクションです。

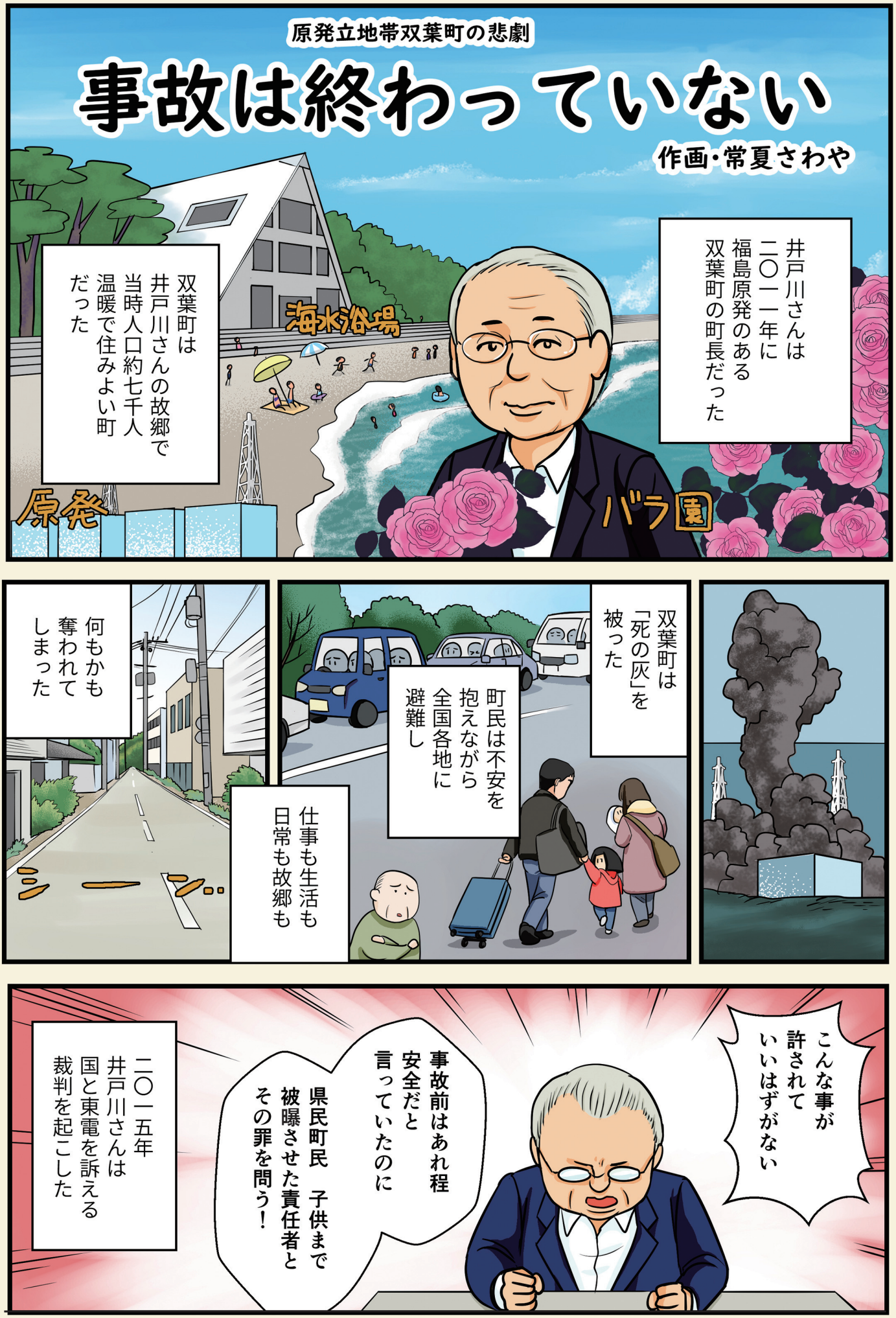

左頁上に続きます

井戸川裁判（福島被ばく訴訟）

第21回 口頭弁論のお知らせ

日時：2022年3月9日(水) 10時30分開廷

場所：東京地方裁判所（103号法廷）

（９時30分より地裁前において事前集会を予定しています）

アクセス 東京メトロ「霞が関駅」Ａ１出口（丸の内線、日比谷線、千代田線）徒歩１分
「桜田門駅」５番出口（有楽町線）徒歩６分

報告集会 会場：衆議員第２議員会館 多目的会議室

入館証配布・受付：11時30分～ 開会：12時30分～

報 告 古川元晴弁護士、原告：井戸川克隆

白熱談論

総 会 16時より報告集会と同じ会場で開催します

今後の予定：第22回口頭弁論期日 ➡ 2022年７月13日（水） 東京地方裁判所 10時30分開廷

あとがき

今号のかわら版の中心は日本学術会議見解（しかも、返答の無い）に対する怒りあふれる井戸川さんの意見です。表紙は、井戸川さんの弁論資料パワーポイント冒頭と衝撃の写真（かわら版20号ｐ21掲載）。双方共に、詳細は、HPにて、ご確認できます。６名の甲状腺がん発症の方が国提訴とのニュース報じられましたが、稲井さまの避難者住宅追い出し裁判共々、一体全体、国も、福島県も、どこまで、非情の暴風を吹きつのらせるつもりなのでしょう。許せません。（沼尾）

◇お詫びと訂正 新年にあたり井戸川裁判を支えてくださっている皆さまに当会が出した年賀状の記載中、次回口頭弁論期日を「３月８日」と誤ってしまいました。このことで皆さまを混乱させたことをお詫びします。なお、正しい次回口頭弁論期日は「**３月９日**」と訂正いたします。（長内）

会員募集・寄付のお願い

「井戸川裁判（福島被ばく訴訟）を支える会」では会員の募集（年会費1000円）及び寄付による支援のお願いをしております。ぜひ、お知り合いの方へもお声を掛けてください。

入会・寄付を希望される方は郵便振替用紙に以下の事項を記入してお振込みください。

通 信 欄：振り込みの名目「会費」「寄付」など。郵便番号、住所・氏名、電話番号、メールアドレス

口座番号：00110－6－361267 口座名義：井戸川裁判（福島被ばく訴訟）を支える会